

平成 26 年 9 月 12 日



平成 26 年 8 月末までの消費税転嫁対策の取組状況を公表します

平成 26 年 4 月の消費税率引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施しています。今般、8 月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

1. 概要

8 月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を 1,305 件、措置請求を 3 件、勧告・公表を 7 件実施致しました(公正取引委員会との合算)。このうち、8 月には中小企業庁長官から公正取引委員会に対する措置請求を 3 件実施致しました。

消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査(8 月調査)では、転嫁状況について、「全て転嫁できている」と回答した事業者が 7~8 割、「全く転嫁できていない」と回答した事業者は 4~5%となっており、前月調査から大きな変動はありませんでした。

2. 取組状況

(1) 監視・取締り対応の強化

- ・買手側の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官(転嫁 G メン)による監視・取締りを行っています。8 月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を 1,305 件、措置請求を 3 件、勧告・公表を 7 件実施致しました(公正取引委員会との合算、詳細は別紙)。今後とも、違反行為に対しては厳正に対処していきます。
- ・8 月には、消費税転嫁対策特別措置法の違反行為に関して、同法第 5 条に基づき、公正取引委員会に対して適切な措置をとるべきことを請求しました。
- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査(4 月から毎月実施)を実施しました。8 月の書面調査では、転嫁状況について、事業者間取引では 83.3%、消費者向け取引では 73.8%の事業者が「全て転嫁できている」と回答しました。また、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では 3.8%、消費者向け取引では 4.7%でした。
- ・中小企業・小規模事業者に対し、転嫁拒否に関する情報を収集するための大規模な書面調査を実施中です。また、調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じた配布も行っています。
- ・取引の買手側である大規模小売事業者及び大企業等(資本金 1 億円以上の買手側事業者)に対しても、消費税の転嫁拒否行為等に関する書面調査を実施中です。
- ・中小企業・小規模事業者等への積極的なアプローチとして、転嫁 G メンによるパトロー

ル活動を行っています。具体的には、スーパーやドラッグストア等に対して、転嫁 G メンによる出張相談(計 13,183 件、8 月末現在)や、商工会、商工会議所の経営指導員等との人的ネットワークの構築(計 2,261 件を訪問、8 月末現在)を実施しています。また、信用金庫、信用組合への訪問(計 517 件、8 月末現在)も行っています。

- ・買手側への指導強化として、改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会(計 125 回、8 月末現在)等を通じて所管業界団体・企業等に対して周知を徹底していきます。

(2) 広報・相談対応の強化

- ・7 月から中小企業庁では、WEB 上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置しました。消費税の転嫁に関するご相談の際にご利用下さい。これまで通り、電話でのご相談も受け付けています。

申告情報受付窓口 URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

- ・中小企業 4 団体において 2,328 箇所の相談窓口を設けて相談対応を実施しました(7 月末までに約 94 万件の相談対応を実施。)
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等(7 月末までに 12,945 回実施、約 28 万人が参加)を行いました。
- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布しています(約 109 万部を配布済)。
- ・税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布しています(約 18 万部を配布済)。
- ・消費者をはじめとした国民の皆様には消費税引上げの理解促進のための啓発イベント(「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」)を開催しました(5 月までに計 49 回開催済)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 取引課長 本道

担当者:前田

電話: 03-3501-1511(内線 5291~7)

03-3501-1669(直通)

経済産業政策局 競争環境整備室長 土橋

担当者:伊藤

電話: 03-3501-1511(内線 2625~7)

03-3501-1550(直通)

平成26年8月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成26年9月12日

経済産業省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

8月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応

①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。8月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,305件、措置請求を3件、勧告・公表を7件実施（公正取引委員会との合算、勧告・公表は公正取引委員会が実施、詳細は別紙）。
- ・8月には、消費税転嫁対策特別措置法の違反行為に関して、同法第5条に基づき、公正取引委員会に対して適切な措置をとるべきことを請求しました。
- ・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。8月調査（書面調査）の結果について、9月12日（金）に公表。

【結果概要】

（実施期間：8月15日～26日、回答数：9,644者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では83.3%、消費者向け取引では73.8%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、7月の同調査と比較して、それぞれ▲0.1pt、▲0.7ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.8%、消費者向け取引では4.7%で、7月の同調査と比較して、それぞれ▲0.2pt、▲0.5ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く68.9%。「本体価格と消費税額を分ける」が19.8%、「転嫁特措法等による取締り強化」が8.1%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く67.0%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が24.4%。

③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施（公正取引委員会と合同）

- ・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対する書面調査を実施中。調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、全ての商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じて配布。
- ・大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）約4万事業者に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、回答義務を課した上で、書面調査を実施中。

④転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計13,183件（8月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。8月末までに2,261件を訪問。
- ・信用金庫、信用組合に対する訪問を8月末までに計517件実施。

⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を行った下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（8月末までに125回開催。）等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

（2）広報・相談対応

①広報対応

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（約109万部を配布済）。
- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布（約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布済）。
- ・消費者を始めとした国民の皆様に消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地域の商店街で5月までに計49回開催済。
- ・経済産業省、各経済産業局において垂幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。

②事業者からの相談対応

- ・7月から中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。これまで通り、電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

- ・ 中小企業4団体において相談窓口を設置（2,328箇所）し、7月末までに約94万
件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を7月末まで
に12,945回実施、約28万人が参加。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成26年8月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成26年8月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件、措置請求の概要及び主な指導事例については、別添1から別添3までを参照）。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手件数	指導件数（注2）	勧告件数（注3）	措置請求件数
2,656件	1,305件 (大規模小売事業者66件)	7件 (大規模小売事業者2件)	3件

(注1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年8月までの累計（平成25年10月～平成26年8月）。

(注2) 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	27件	0件	27件
製造業	507件	0件	507件
運輸業（道路貨物運送業等）	146件	0件	146件
情報通信業	126件	0件	126件
卸売業	137件	0件	137件
小売業	134件	2件	136件
不動産業	22件	0件	22件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	94件	0件	94件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	25件	0件	25件
自動車整備業・機械等修理業	17件	0件	17件
その他（注5）	70件	5件	75件
合計	1,305件	7件	1,312件

(注4) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注5) 「その他」は、医療福祉、旅行業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	15件	0件	15件
買ったたき（注6）	1,019件	7件	1,026件
役務利用・利益提供の要請	62件	0件	62件
本体価格での交渉の拒否	237件	0件	237件
合計（注7）	1,333件	7件	1,340件

(注6) 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注7) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

勧告事件（平成26年8月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

措置請求の概要（平成 26 年 8 月）

	名称 (措置請求年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1 ~ 3	吉野家グループ 〔株吉野家資産管理 サービス 株北日本吉野家 株中日本吉野家 (平成 26 年 8 月 20 日)〕	中小企業庁が外食チェーンの吉野家グループが支払う店舗の賃料に関して調査を行った結果、店舗所有者（賃貸人）の一部に対して賃料の消費税率の引上げ分の減額、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く違反行為が認められたため、中小企業庁長官は公正取引委員会に対して適切な措置を採るべきことを請求した。	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号 後段(買ったたき)

主な指導事例（平成 26 年 8 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
小売業	大規模小売事業者である A 社は、自社で販売する商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後、税抜きの代金を算出するに当たって、商品ごとに、単価に仕入数量を乗じた額から 1 円未満の端数を切り捨てていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
葬祭業	葬祭業者である B 社は、自社が販売する生花の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの生花の納入価格を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者である C 社は、自社店舗の駐車場の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃料を契約している賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
学習支援業	学習塾を運営している D 社は、教室等の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃料を取り決めている者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
医療業	医療器材の保守等を委託している E 病院は、当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に受ける当該役務の委託代金について値引きを要請した。